

岩手県市町村総合事務組合規程第1号（令和6年5月23日公布）

市町村議会の議員その他非常勤の職員の福祉事業に関する規程の一部を改正する規程

市町村議会の議員その他非常勤の職員の福祉事業に関する規程（平成元年岩手県市町村総合事務組合規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(奨学援護金の支給)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等1人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額 <u>14,000円</u></p> <p>(2) 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 <u>18,000円</u></p> <p>(3) 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校第1学年から第3学年まで、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者、公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）附則第2条の規定による専修訓練課程の第1類の普通職業訓練を受ける者又は前項第1号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められ</p>	<p>(奨学援護金の支給)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等1人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額 <u>15,000円</u></p> <p>(2) 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 <u>20,000円</u></p> <p>(3) 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校第1学年から第3学年まで、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者、公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）附則第2条の規定による専修訓練課程の第1類の普通職業訓練を受ける者又は前項第1号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められ</p>

改正前	改正後
<p>る者を対象とする教育訓練等を受ける者 月額 <u>18,000円</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(就労保育援護金の支給)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 就労保育援護金の支給額は、保育所等に預けられている者（以下「保育児」という。）1人につき月額<u>12,000円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(障害特別援護金の支給)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 障害特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 公務上の災害に係る障害補償の受給権者 次に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア 第1級 <u>1,540万円</u></p> <p>イ 第2級 <u>1,500万円</u></p> <p>ウ 第3級 <u>1,460万円</u></p> <p>エ 第4級 <u>875万円</u></p> <p>オ (略)</p> <p>カ 第6級 <u>615万円</u></p> <p>キ 第7級 <u>485万円</u></p> <p>ク (略)</p> <p>ケ 第9級 <u>250万円</u></p> <p>コ 第10級 <u>195万円</u></p> <p>サ 第11級 <u>145万円</u></p> <p>シ 第12級 <u>105万円</u></p> <p>ス 第13級 <u>75万円</u></p> <p>セ 第14級 <u>45万円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>る者を対象とする教育訓練等を受ける者 月額 <u>19,000円</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(就労保育援護金の支給)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 就労保育援護金の支給額は、保育所等に預けられている者（以下「保育児」という。）1人につき月額<u>8,000円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(障害特別援護金の支給)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 障害特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 公務上の災害に係る障害補償の受給権者 次に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア 第1級 <u>1,435万円</u></p> <p>イ 第2級 <u>1,395万円</u></p> <p>ウ 第3級 <u>1,350万円</u></p> <p>エ 第4級 <u>865万円</u></p> <p>オ (略)</p> <p>カ 第6級 <u>620万円</u></p> <p>キ 第7級 <u>500万円</u></p> <p>ク (略)</p> <p>ケ 第9級 <u>255万円</u></p> <p>コ 第10級 <u>200万円</u></p> <p>サ 第11級 <u>150万円</u></p> <p>シ 第12級 <u>110万円</u></p> <p>ス 第13級 <u>80万円</u></p> <p>セ 第14級 <u>50万円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>

改正前	改正後
<p>(遺族特別援護金の支給)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 遺族特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 遺族補償年金の受給権者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 通勤による死亡の場合 <u>1,115万円</u></p> <p>ロ</p> <p>(2) 遺族補償一時金の受給権者で、条例第17条第2項第1号、第2号又は第4号に該当するもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 通勤による死亡の場合 <u>1,115万円</u></p> <p>ロ</p> <p>(3) 遺族補償一時金の受給権者で条例第17条第2項第3号に該当する者のうち、職員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は法施行規則別表第3に定める第7級以上の障害等級の障害に該当する状態にある3親等内の親族 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 通勤による死亡の場合 <u>780万円</u></p> <p>(4) 遺族補償一時金の受給権者で条例第17条第2項第3号に該当する者のうち、前号に掲げる者以外のもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 通勤による死亡の場合 <u>445万円</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(遺族特別援護金の支給)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 遺族特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 遺族補償年金の受給権者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 通勤による死亡の場合 <u>1,045万円</u></p> <p>ロ</p> <p>(2) 遺族補償一時金の受給権者で、条例第17条第2項第1号、第2号又は第4号に該当するもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 通勤による死亡の場合 <u>1,045万円</u></p> <p>ロ</p> <p>(3) 遺族補償一時金の受給権者で条例第17条第2項第3号に該当する者のうち、職員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は法施行規則別表第3に定める第7級以上の障害等級の障害に該当する状態にある3親等内の親族 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 通勤による死亡の場合 <u>730万円</u></p> <p>(4) 遺族補償一時金の受給権者で条例第17条第2項第3号に該当する者のうち、前号に掲げる者以外のもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 通勤による死亡の場合 <u>420万円</u></p> <p>3 (略)</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の市町村議会の議員その他非常勤の職員の福祉事業に関する規程（以下「新規程」という。）第10条第2項第1号、第2号及び第3号並びに第11条第2項の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る奨学援護金及び就労保育援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金及び就労保育援護金については、なお従前の例による。ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における令和6年4月1日前から引き続き第11条第1項に該当する者に対する新規程第11条第2項の規定の適用については、同項中「8,000円」とあるのは、「8,000円（令和6年4月1日前から引き続き保育児である者にあつては、10,000円）」とする。
- 3 新規程第15条第2項第1号及び第16条第2項各号イの規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた障害補償及び遺族補償の受給権者について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた障害補償及び遺族補償の受給権者については、なお従前の例による。